

羽の情報便

四月より改正パート労働法がスタート

4月1日より改正パート労働法が施行されるのはご存知ですか？

今まで一般的に、パート社員の待遇などが通常の正社員と比較して成果や貢献に見合っていないケースが多かったことから、4月1日より「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆるパート労働法）の改正が行われます。

通常の社員とパート社員との職務の内容および配置・変更の範囲、また、労働契約期間の定めの有無などの就業の実態が同じ場合には、「均等な待遇」が求められるようになります。

この「均等な待遇」とは、

1. 職務内容や成果等によって賃金を決定すること
(基本給、賞与、役付手当などの通勤手当、精皆勤手当といった職務に関連する賃金が対象で、通勤手当、退職手当、家族・住宅手当など職務に関連しないものは対象外です。)
2. 教育・訓練の実施(通常社員への転換のための試験制度を設ける等)
3. 均等な福利厚生の実施

等で、これらを留意する必要があります。さらに職務の内容については、責任の程度が著しく相違していないかも問われることとなります。また、期間の定めのある労働契約更新の場合は、更新して「雇い入れ」となる都度に、労働条件を明示しなければなりません。

今回の改正により、労働条件について文書などによる明示義務が課せられるようになります。契約更新時には、期間満了時での契約更新の有無を明示し、最終的に契約更新をしないについての判断基準もきっちりと明示する必要がありますので留意が必要です。

雇い止めの場合は、30日前までの予告が必要で、その理由について求められた場合には明示する必要があります。

従来は、パート社員が勤続年数を重ねても、ほとんど賃金に反映されない例も多くありましたが、職務の内容や成果にリンクして賃金や待遇を決める努力が雇い主には求められます。



当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) melma! (<http://melma.com/>)

3月の税務カレンダー

3月10日(月)

2月分の源泉所得税の納付

3月17日(月)

19年分所得税の確定申告

19年分所得税確定損失申告書の提出

19年分所得税の総収入金額報告書の提出

確定申告税額の延納の届出書の提出

個人の青色申告の承認申請

贈与税の申告

個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告



3月31日(月)

1月決算法人の確定申告(法人税、消費税・地方消費税、事業税、住民税)

7月決算法人の中間申告(予定申告)、消費税・地方消費税の中間申告(半期、第2四半期)

4月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告(第3四半期)

10月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告(第1四半期)

個人事業者の19年分消費税・地方消費税の確定申告

引越し時の不用品処分

～捨てる神あれば拾う神あり～

これから4月にかけて事務所や店舗も移転や引越しシーズンになります。ここで思わぬ出費となるのが、不要となった什器や事務機器・家電品などの廃棄処分です。中古引取業者もいますが、年代モノや故障しているものなどはなかなか引き取ってもらえず、結局、有償の廃棄処分となるケースが多いです。

そこで、駄目もとで試していただきたいのが、ヤフーオークションです。世の中にはいろいろな価値観や探し物をしている人々が沢山います。オススメは、発送料を落札者負担で一円出品すれば、無料で処分できる可能性があります。例えば一部が壊れた事務機器や家電品でもパーツ目当てに落札者が結構待っている場合もあります。移転や引越しなどが決まったら、少し気長にオークションに出品しておけば、思わぬ「拾う神様」が現れ、「経費の削減」ができるかもしれません。どうぞお試しください。



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまう困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみたいかがでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金が受け取れる保険をご存知ですか？
従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり(7)



楽市楽座

戦国時代に織田信長によって行われた楽市楽座という市場のお話をご存知でしょうか？楽市楽座は、荒廃した市場の復興・新しい市場の繁栄を目的としたもので、商人であれば誰でも平等な立場で商売ができる開かれた場にするため、市場内での課税がすべて免除されていました。また、市場内では、市場外での債権・債務関係が消滅し、敵・味方の区別もありませんでした。

関所の通行税

日本の中世では、交通路や交通施設等の費用を確保するために、交通の要所には沢山の関所が設けられていました。関所を通行するためには、関銭と呼ばれる通行税が必要で、関所を設置した領主にとって大きな財源となっていました。この関銭の額は、関所によって異なりましたが、荷物の積載量に応じて課税されており、商人にとってはたいへんな重税でした。このほか、津料と呼ばれる港湾や河川の津で徴収される税もありました。



お客様からのQ & A

自家用車で病院へ通院していましたが、ガソリン代や病院の駐車場の料金を、医療費控除の対象として加えても問題ありませんか？

医療費控除の対象となる通院費は、医師等による診療等を受けるため直接必要なもので、かつ、通常必要なものであることが必要とされており、この場合の通院費は、電車賃やバス賃などのように人的役務の提供の対価として支出されるものをいいます。

したがって、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金は、医療費控除の対象とはなりません。

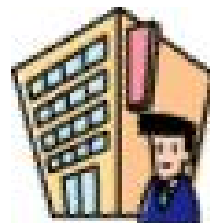
但し、急病により、タクシーを利用して入院した場合などは、そのタクシー代は、医療費控除の対象になります。タクシー代については、一般的にはそのすべての金額が医療費控除の対象となるわけではありませんが、病状からみて急を要する場合で、電車、バス等の利用ができない場合には、その金額が医療費控除の対象となります。



税金まめ知識（第7回）青色申告

1. 青色申告とは

確定申告には、青色申告と白色申告の2種類があります。青色申告では、決められた帳簿に日々の取引を正しく記録し、その帳簿記録に基づいて所得と税額を計算することが義務付けられますが、その分の節税につながる特典が与えられています。新規開業の場合は開業後2ヶ月以内、すでに事業を行っている場合は、その年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。



2. 青色申告の特典

青色申告にはさまざまな特典がありますが、これらを活かすことが節税のポイントです。

青色申告特別控除

複式簿記により記帳（貸借対照表等を作成）している場合、65万円の特別控除を受けることができます。条件を満たしていない場合は、10万円の特別控除となりますが、こちらは簡易簿記または現金主義により記帳していれば認められます。こちらは、事業所得、不動産所得以外の山林所得にも控除が認められます。

青色事業専従者給与

家族が従業員として働いている場合、その給与は青色事業専従者給与として、適正な範囲内までは、必要経費に算入できます。白色申告の場合は、事業専従者控除として、最高86万円までしか認められません。

純損失の繰越控除

赤字の所得金額（純損失といいます）を翌年以降3年間繰り越して、その年の所得金額から差し引くことができます。（災害による損失は含まれません。）

純損失の繰戻還付

赤字（純損失）を出した場合には、純損失の金額を前年に繰戻して、前年に納めた所得税の還付を受けることができます。（前年に所得税を納めていない場合は、還付を受けることはできません。）

家事関連費用の必要経費算入

電気代や水道光熱費、家賃などのうち、事業に使ったことが明らかな部分は必要経費として認められます。

推計課税の制限

白色申告者に対しては、事業規模、収支の状況により、税務署長が所得金額を推計して課税されることがあります。青色申告者には帳簿書類を調査し、所得の計算に誤りがある場合以外は課税されません。

引当金の繰入れ

青色申告者に限って、貸倒引当金などの引当金の繰り入れが認められています。

特別償却・割増償却

30万円未満の減価償却資産の必要経費算入、IT投資促進税制、中小企業投資促進税制、特定再開発建築物等の割増償却、倉庫用建物等の割増償却などが認められています。



今月のコラム

春一番も吹いて、デスクの卓上カレンダーも早いもので三枚目をめくりました。いよいよ待望の春もすぐそこまで来ていますね。三月決算の会社の方は季節を感じる暇なんてないよとおっしゃるかもしれません・・・。

もうひとつ、それどころでないのが花粉症。いまや国民病のようになって苦しんでいる方も多いかと思いますが、目のかゆみ、くしゃみ、鼻水といった花粉症の辛い症状、「目ん玉を取り外して、水で洗いたい・・・」と泣いて涙目で私に訴えるスタッフが当社にもいます。

今年の飛散予報は、平年よりやや多め、場所によっては二倍にもなるとか。今年も、万全の対策が必要です。ちなみに、どのような時に沢山飛ぶのかというと、風が強い晴天で乾燥した日や雨上がりの翌日で曇ひとつない晴れ渡った日、特に温度が高い日などだそうです。また一日のうちでも、気温が上がるお昼頃と、気温が下がる夕方の一、二回ピークがあるそうです。

最近の研究では、秋冬に生まれた人が花粉症にかかりやすいとか。花粉の飛散量が多い時期と免疫系の発達が未熟な時期が重なってしまうので、花粉を吸い込んだ際に体内でアレルギー反応が起こり、将来的に花粉症になりやすくなるそうです。ちなみに私は十二月生まれです・・・



会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

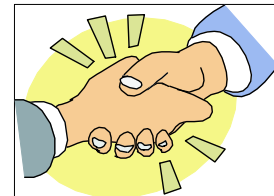
記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～
個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～
領収書、レシートの仕訳・貼り付け
試算表作成(ご希望の方)
決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

